

建災防滋発第150号
令和6年10月17日

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

足場の組立て等特別教育（6時間）ご案内

足場からの墜落防止対策の強化に関する労働安全衛生規則（以下「規則」という）の改正に伴い、「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務」が特別教育の対象業務に追加となり、平成27年7月1日に施行されました。

当支部も改正されました規則の内容等を踏まえた講習を、下記のとおり実施いたしますので、是非ともこの機会に受講されますようご案内申し上げます。

1. 講習日時

日 程	講 習 会 場
令和7年2月5日（水）9:00～16:10	滋賀県建設会館 大津市におの浜1丁目1-18

2. 受講対象者

満18歳以上の者

3. 募集定員 80名

4. 受講料等

会員 10,406円(受講料9,100円 + テキスト代360円+消費税946円)
非会員 10,956円(受講料9,100円 + テキスト代860円+消費税996円)

5. 申込書類

申込書は建災防滋賀県支部のHPよりダウンロードできます。

URL : https://yumeken.or.jp/kensaibou/#seminar_list

6. 受講申込

(1)講習初日の10日前までに所定の受講申込書に所要の事項を記入し、直近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真（上半身無帽）〔3.0cm×2.5cm〕1枚（スナップ写真、個人で撮影したデジタル写真等は不可）を貼付し、本人確認書類（免許証等現住所の確認できるもの）写しを添えてお申し込み下さい。

※健康保険証は本人確認書類として認められません。

- (2) 申込書への記入は、必ずボールペンをご使用下さい。フリクションボールペン・鉛筆・シャープペンシル等で記入しないで下さい。記入に訂正がある場合は、訂正箇所に二重線を引き、空欄に正しく記入してください。
- (3) 申込書の提出は、窓口までお持ちいただか、郵送でお願いします。会員の方は、（一社）滋賀県建設業協会の各支部でも受付が可能です。
- (4) 受講料は、講習初日の10日前（営業日）までに窓口でお支払いいただか、下記口座までお振込みください。

口 座	滋賀銀行本店（普通）755278
名 義	建設業労働災害防止協会滋賀県支部

- (5) 申込受付は、講習初日の10日前（営業日）もしくは 定員になり次第締め切ります。
- (6) 一旦提出した受講申込書及び受講料等については、返還いたしませんので予めご了承下さい。

7. 修了証の交付

- 本特別教育を修了された方は、「足場の組立て等特別教育」の修了証を交付いたします。

8. 申込書の提出及びお問合せ先

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

〒520-0801 大津市におの浜一丁目1番18号 滋賀県建設会館1階

電話 077-522-3232 Fax 077-522-7743

9. 遅刻等の取扱い及び注意事項について

- (1) 原則、遅刻は認めません。遅刻した場合は講習開始から20分まで入場を認めます。遅刻した場合は遅刻時間数分だけ補講を受講していただきます。
- (2) 講習開始後20分以上遅刻した場合は、受講を認めません。20分以上の遅刻による受講不可の場合及び欠席の場合は、受講料は返金いたしません。
- (3) 公共交通機関等の大幅な乱れや災害により受講が不可能になった場合は、受講料を返金いたします。
- (4) 受講者が定員を大幅に下回る場合は、中止する場合がございますのでご了承下さい。その際は受講料を返金いたします。

■CPDS・CPD 証明書

CPDS（全国土木施工管理技士会連合会）・CPD（日本建築士会連合会及び建設業振興基金）の受講証明書の発行を希望される方は、必ず受講申込書にご記入下さい。（CPD ご希望の場合は、11桁のCPDNNo.も、ご記入下さい）

※CPDについては講習日の2週間前までに申込者がいなければ、プログラム認定の申請を行いません。